

沼津市における債務負担行為等に係る建設工事の前金払等の取扱要領

平成15年 3月27日市長決裁

改正 平成24年 3月30日部長決裁

改正 平成25年 5月 1日部長決裁

改正 平成25年11月29日部長決裁

改正 平成30年 9月26日部長決裁

(趣旨)

- 1 この要領は、沼津市が発注する建設工事のうち、債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係るものの前金払等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の範囲)

- 2 前金払の総額は、沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第21号。以下「規則」という。）第75条第1項及び同条第2項の規定により算出した前払金額以内の額とし、各年度に支払う前払金の額は、前払金の総額に当該工事に係る当該年度の歳出予算の請負代金額に対する割合を乗じて得た額以内の額とする。

(前払金の支払方法)

- 3 各年度の前払金は、初年度においては契約締結後に、次年度以降においては当該各年度中に、それぞれ受注者の請求により支払うものとする。この場合においては受注者に対し、当該年度末（最終年度は、工事の完成期限）を保証期限とする保証証書を、年度ごとに市に寄託させなければならない。

(前払金の償却方法)

- 4 各年度に分割して支払った前払金は、規則第78条に規定する部分払金又は規則第73条に規定する完成払金により償却するものとする。この場合において、最終年度を除く各年度の前払金は、その全額を当該年度末までに償却しなければならない。

(部分払の特例)

- 5 この要領の適用を受ける建設工事の部分払において、規則第78条第1項ただし書の「特に必要があると認めた工事の場合」及び同条第7項ただし書の「市長が特に必要があると認めたとき」は、当該工事が債務負担行為等に係る2年以上にわたるものである場合とする。

また、この場合における請求は、規則第75条第2項の規定による前払金を受領していない場合であって、出来高が10分の4（規則第75条第1項の規定による前払金を受領した場合は10分の5）に契約で定める各年度の支払限度額の請負代金額に対する割合を乗じて得た割合以上に達したときでなければすることができない。

(特に定める契約条件)

- 6 請負契約書には、請負代金の支払及び前払金の支払等について、別紙1又は別紙2による契約条件を付するものとする。

(適用除外)

- 7 国又は県の補助を受けて施行する建設工事で当該補助に係る補助要綱等において前払金の取扱いについて特別の定めがあるもの又は市単独工事で市長が特に必要と認めるものについては、前各項の規定を適用しない。

(前払金の特例)

- 8 平成25年度に契約締結した建設工事請負契約のうち、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正により請負代金額を変更する場合で、前払金の額をあわせて変更する場合の算定に当たっては、第2項の規定にかかわらず、次の式により算定して得た額とする。

平成25年度に支払う前払金 ≤ 平成25年度の出来形予定額（当該出来高予定額に108分の3を乗じて得た額を除く。）× 4/10

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

特に定める契約条件（工事が2年にわたる場合）

- 1 この工事は、 年度から 年度にわたるものである。
- 2 年度の支払は、金 円を限度とし、残額は、 年度に支払う。ただし、年度の支払総額は、工事の出来形部分又は製造工場にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額とする。
- 3 前払金は、 年度に金 円以内の額を支払い、 年度に金 円以内の額を支払う。
受注者は、前払金を受けようとする場合、 年3月31日（ 年度は、工事の完成期限）を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 4 年度の前払金は、 年度末までに、その全額を償却するものとする。
- 5 発注者は、予算上の理由等により、第2項及び第3項の支払限度額及び前払金の額を変更することができる。
- 6 受注者は、各年度において部分払を受けようとする場合、規則第75条第2項の規定による前払金を受領していない場合であって、出来高が10分の4（規則第75条第1項の規定による前払金を受領した場合は10分の5）に当該各年度の年割額の請負代金額に対する割合を乗じて得た割合以上に達したときでなければすることができない。

特に定める契約条件（工事が3年以上にわたる場合）

- 1 この工事は、 年度から 年度にわたるものである。

- 2 年度の支払は、金 円を限度とし、残額は、 年度以降に支払う。ただし、最終年度を除いた各年度の支払総額は、工事の出来形部分又は製造工場にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額とする。

- 3 前払金は、 年度に金 円以内の額を支払い、残額は、 年度以降に支払う。
 受注者は、前払金を受けようとする場合、各年度末（最終年度は、工事の完成期限）を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 4 年度以降の支払限度額の額は、各年度当初に発注者が当該年度の予算に定めるものとする。

- 5 最終年度を除いた各年度の前払金は、当該年度末までに、その全額を償却するものとする。

- 6 発注者は、予算上の理由等により、第2項、第3項及び第4項に規定する支払限度額及び前払金の額を変更することができる。

- 7 受注者は、各年度において部分払を受けようとする場合、規則第75条第2項の規定による前払金を受領していない場合であって、出来高が10分の4（規則第75条第1項の規定による前払金を受領した場合は10分の5）に当該各年度の年割額の請負代金額に対する割合を乗じて得た割合以上に達したときでなければすることができない。